まちづくりの基礎に

「市民意識調査」から……その①

昨年の十月に実施した「市民意識調査」の結果がまとまっていますので、その概要を数回に分けてご紹介します。この調査は、市内の有権者の中から一千人（男女五百人ずつ）の人たちを無作為で選び出し、質問票を郵送して無記名で回答を求めたものです。調査期間は十月一日から十五日までの十五日間。皆さんのご協力のおかげで、回収率は六九・五％になり、これまでの最高を記録することができました。

「市民意識調査」は、昭和五十年度以来二年に一回ずつ行っており、今回が六回目にあたります。二年に一回ずつ定期的に行うことにより、市の仕事がどの程度効果をあげているのか、また市民の皆さんの要求がどのように変わってきているのかを知ることができ、まちづくりに欠かせない貴重なデータを提供しています。

住みごこち、八割が肯定的

最初にお伺いしたのは「新津市の住みごこち」についてです。結果はグラフ1のようになりました。「住みよい」と「まあ住みよい方だ」を合わせると、八〇・六％の人が肯定的な評価をしています。過去五回の結果と比べると、昭和五十二年の五二・二％を最低に、回を追って「住みよい」という評価が高くなっています。

次に伺ったのは、「新津市にずっと住みたいか、それともほかのところへ移りたいか」です。「ずっと住みたい」という人が五三・四％、逆に「ほかのところへ移りたい」という人が六・〇％という結果（グラフ2）になりました。ほかのところへ移りたいという人の理由は、なんとなく発展性がないように思う（四〇・五％）、公共施設の整備が遅れている（一一・九％）、活気に乏しい（九・五％）の順になっています。

問三は、「地方財政の危機が叫ばれていますが、今後の市の事業の進め方についてどう思うか」です。結果はグラフ3のとおりで、「重点的な事業を選んで進めるべき」という意見が六六・六％と、高い数値になりました。

問四は、「財政状態がどんなに苦しくなっても、新津市としてこれだけは力を入れてほしいもの」（複数回答）について伺いました。結果はグラフ4のとおりで、道路や側溝の整備がトップを占め、次いで福祉の充実、教育や文化の振興が続いています。また、付記された意見として、老人ホームが欲しい（六十歳以上の女性）などがありました。

※回答の％は小数点二位以下を四捨五入してあります。

【新津市の住みごこち】（グラフ1）

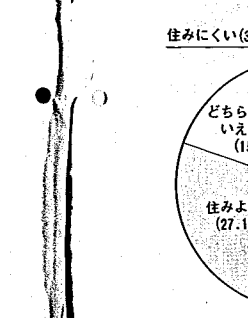

【新津市にずっと住みたいか】（グラフ2）

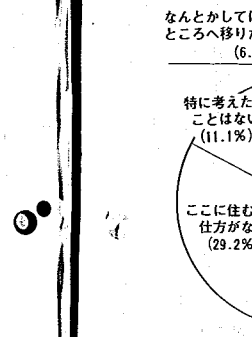

【今後の市の事業の進め方について】（グラフ3）

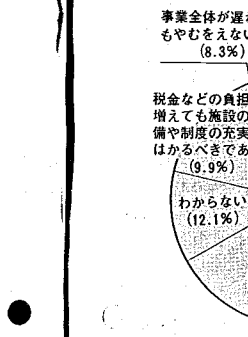

回答者の内訳（695人）

【性別】	
男	48.1%
女	51.5%
不明	0.4%
【年代別】	
20代	7.9%
30代	19.1%
40代	21.3%
50代	22.6%
60歳以上	28.6%
不明	0.4%
【職業別】	
農業	8.3%
自営業（商・工・鉱業）	7.3%
被傭者	41.3%
主婦	16.3%
無職	21.2%
その他	4.0%
不明	1.6%
【地区別】	
新関・阿賀・満日地区	9.9%
荻川地区	14.1%
小合地区	8.8%
金津地区	10.6%
市街地東部	13.1%
市街地中央部	13.7%
市街地南部	15.8%
市街地西部	12.2%
不明	1.7%
【居住年別】	
5年未満	0.3%
5～10年	6.2%
10～20年	15.0%
20年以上	77.0%
不明	1.6%

【新津市として力を入れてやってほしいもの】（複数回答）（グラフ4）

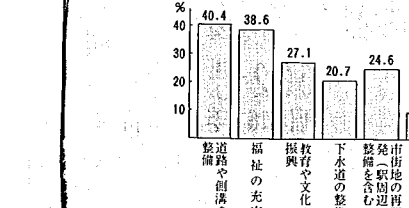

お買物、ご用命は市内で

耳鼻咽喉科 坂爪医院
〈診療時間〉
平日 午前7:30～12:00 午後2:30～6:00
土曜 午前7:30～12:00 午後1:00～3:00
駐車場完備
新津駅前通 TEL (24)5588

浴室からキッチンまで水まわりの増改築の専門店
水と住まいのふれ愛
システムショップ かねみや
INAX
TEL 24-4005

住民基本台帳法が改正に

六月一日から施行されます――＊

住民に関する記録の適正な管理とプライバシー保護などを図るため、昨年の六月に住民基本台帳法が国会で改正され、今年の六月一日から施行されます。

プライバシー保護と適正管理を強化

住民基本台帳制度は、住民に関する記録の基本となる制度で、昭和四十二年十一月に創設されました。住民票の写しなどによる居住関係の公証をはじめ、選挙人名簿の登録や国民健康保険、国民年金、児童手当に関する事務、あるいは住民税などの税務や印鑑登録証明など、いろいろな行政事務にかかわっています。

しかし、制度発足以後の社会、経済情勢の変化に伴い、社会一般のプライバシー保護に対する関心も高まり、制度の問題点なども指摘されてきました。そこで、住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付など、制度の見直しと住民に関する記録の適正な管理を行うために今回の改正が行われました。

台帳閲覧は請求理由を明らかに

住民基本台帳の閲覧を請求するときは、次のことが必要になります。

①…請求理由を具体的に明らかにしてください。明確でないときは、必要に応じて質問などで内容を確認します。

②…請求者の意志を明確にするため、氏名は自署で、押印が必要になります。

ただし、次に該当する場合は、①の請求理由を明らかにする必要はありません。

・…住民票に記載されている人（同一世帯にある人を含みます）が請求するとき

・…国または地方公共団体の職員が職務上請求するとき

・…弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士が職務上請求するとき

・…市町村長が相当と認めるとき

なお、閲覧の請求が不当な目的だったり、閲覧によって知ったことが不当な目的に使用されるおそれがあるときや、執務上支障があるときは、閲覧を拒否することがあります。

また、閲覧の対象となる住民基本台帳は、住民票の記載事項の一部（氏名、住所、性別、生年月日）を登載したものに代えることができるようになりました。

住民票の写しも請求理由を明らかに

住民票の写し、または住民票記載事項証明書の交付を請求するとき、請求者が明らかにしなければならないことや、請求が拒否される場合は、住民基本台帳の閲覧と同様な取扱いになります。

住民票の写しの交付では、個人のプライバシー保護のため、特別な請求がない限り、世帯主との続柄と戸籍の表示などが省略できることになりました。また、請求の目的によって住民票の必要な事項だけを証明する住民票記載事項証明書は、一般の証明事務として行われていましたが、法定化されることになりました。

戸籍の附票の閲覧制度は廃止に

戸籍の附票の写しを請求するときも、請求者が明らかにしなければならないことや、請求が拒否される場合は、住民基本台帳の閲覧と同様ですが、請求理由を明らかにする必要のない場合のなかで、次の部分が異なります。

・…戸籍の附票に記載されている人、配偶者、直系尊属、直系卑属が請求するとき

なお、戸籍の附票の閲覧制度は廃止されました。

台帳の正確な記録を確保します

住民基本台帳に記載されている人は、自分（同一世帯にある人を含みます）の住民票の写しの交付を受けた人は、五万円以下の過料に処されます。

また、法律で定められた届出について虚偽の届出をしたり、正当な理由がないのに届出をしない人に対する過料が、五千円以下に改められました。

住民基本台帳制度についてくわしく知りたい方は、市役所市民課記録係（☎24－2211）へおたずねください。

不正な閲覧・交付行為に罰則を適用

不正な手段で住民基本台帳の閲覧を行ったり、住民票の写しの交付を受けた人は、五万円以下の過料に処されます。

また、法律で虚偽の届出をしたり、正当な理由がないのに届出をしない人に対する過料が、五千円以下に改められました。

住民基本台帳制度についてくわしく知りたい方は、市役所市民課記録係（☎24－2211）へおたずねください。

今年は「国際平和年」です。また、日本が国際連合に加盟して三十周年に当たります。そこで、郵政省や外務省などの主催で、国連加盟三十周年記念行事の一環として、「国際平和年」をテーマとした切手のデザインを募集します。応募区分は一般の部（高校生以上）と小・中学生の部で、特賞作品（二点）は、十一月に発行予定の「国際平和年切手」の図案として採用されます。

国際平和年切手デザイン作品募集を行っています――＊

□用紙の大きさ

・一般の部…26cm×21cmで、同じ寸法の厚さ0.1cm程度の台紙を貼り付けてください（描写寸法は20cm×15cm）

・小・中学生の部…B5判の画用紙に描き、同じ寸法の台紙を貼り付けてください

※画材、色数は自由で、「日本郵便」、「NIPPON」、「60」の文字は不要です。

□応募方法…作品の裏面に郵便番号、住所、氏名（フリガナ）、年齢、性別、電話番号を記入し、六月十日（当日消印有効）までに次の送り先へ

（小・中学生は、学校名と所在地も記入）

□送り先（問い合わせ先）…〒100 東京都千代田区大手町二丁目六－二 日本ビル五階五二一号室 （財）日本国際連合協会内国際平和年切手デザイン係（☎03－270－4731～5）

お買物、ご用命は市内で

護身と長寿若返りの妙技
小学四年以上の男女百歳でも少々体の不自由な方でも大丈夫
勇気と自信と健康を求められよ
週1回くらいが最適 水・金夜7時～9時まで 日曜日午後2時～4時まで
やわら柔術健康道場
新津市結(バス停前) 道場 古峰院 ☎24－0470
自宅速格所 食堂 善乃屋内 ☎22－1058
五泉道場 緑町(株)市原工場内 ☎42－0336